

## 第 1078 回教育委員会 会議録

令和元年 12 月 24 日

13:00～14:05

### ①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1078 回教育委員会を開会いたします。

<菅間教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、1 名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

### ②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、武田委員と片桐委員を指名いたします。

### ③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

### ④報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「山形県公立学校における働き方改革プランについて」、教職員課長から報告してください。

<教職員課長>

資料は報告 1－1 と記載のあるものからになります。前回の教育委員会で中間報告させていただきました。働き方プランについて、12 月 12 日に第二回検討委員会を行いまして、その検討状況を反映したものを今回御報告させていただきます。

報告 1－5 を御覧ください。3 として、今年 10 月の本県教員の超過勤務時間の調査結果を掲載しております。前回の教育委員会においては、集約中ということで、空欄でお示ししていたところになります。

10 月の 1 ヶ月間の超過勤務時間は、小学校の場合では表の下のところになりますが、平均で 44 時間 55 分、中学校は 62 時間 9 分、特別支援学校で 28 時間 28 分、そして高等学校では 58 時間 52 分という状況になっております。よく報道等で用いられている全国比較の一つの指標であるいわゆる過労死ラインとされる 80 時間を超える割合は、この表の上の 2 行が 80 時間を超える部分になっておりますが、平成 28 年度文部科学省調査では、小学校では約 33%の教員が 80 時間を超えております。また、中学校では約 57%の教員が 80 時間を超えているということで、これらがよく報道で多く用いられている数字でございます。

本県では、小学校では 2.6%、中学校では 22%、高校では 23.5%か

ら考えると、決して少ない数字ではなく、本県教員の時間外勤務時間の縮減というのは、喫緊の課題であるというふうにとらえているところでございます。

報告1-7を御覧ください。こちらも前回にお示したものになってございますが、超過勤務時間の上限を月45時間を超過しないとする本県の基本方針は文部科学省のガイドラインに準拠して設定しているということを前回も御説明申し上げたところでございます。

前回の定例教育委員会からの変更点としましては、この文科省が示している45時間等の上限について、11月においてはガイドラインとして示されていたわけですが、国では12月に法律への位置づけが行われまして、文科省のガイドラインが指針として格上げされたところでございます。すなわち、その1ヶ月当たり45時間超えない、1年間で360時間超えないということがより遵守が求められるものになったということでございます。

このページ下の方に、具体目標ということもございます。本県としては、令和4年度末までに、超過勤務時間が80時間を超える教員0人を目指すという具体目標をたてております。これらの基本方針と具体目標については、関係機関の意見聴取を行ったところでございます。具体的には、各校種の校長会の代表や、PTAの代表の方、そして市町村教育委員会教育長等からの意見聴取を行ったところ、この基本方針と具体目標については、妥当と、概ね妥当という意見が約7割というところでした。この7割以外の方の御意見については、本県の教員の勤務実態からして、本当にこれができるのだろうかというような御意見もいただいているところでございます。県教育委員会としましては、本県教員の実態に合わせて、働き方改革を着実に進めていかなければならないと考えているところでございます。

その具体的取組みを報告1-8から「重点取組み」として10本の柱をお示ししているところでございます。

最初に、1として「勤務時間管理の徹底」、2として「労働安全衛生管理体制の整備」、3として「休暇を取得しやすい環境整備」、4として中学校及び高校で超過勤務時間の多くを占めている部活動の適正化を図るために「適切な部活動運営の推進」を挙げております。

報告1-10を御覧ください。5としては、「教員の事務負担の軽減」ということで、サポートスタッフ等の人的支援を拡充していくということも盛り込んでおります。

報告1-11の下の方の\*の7ですが、人的配置の推移として昨年度から今年度にかけて、まだまだ実態に対しては少ない人数ではありますが、少しずつ人的支援を拡充しているということも記載しております。

次のページの報告1-13では、啓発活動というのも大事ですので、10として「啓発活動と好事例の収集・発信」を考えているところでございます。学校における働き方改革は保護者の理解は欠かせませんので、このページの報告1-13の欄外にありますように、県内各地のPTA連合会に足を運び、説明活動を行っているところです。資料に記載

しているとおりでありますが、昨年度は9ヶ所、今年度は13ヶ所において説明しております。

このプランにより、先生方が生き生きと働くことができ、その結果として、子供たちへの教育がより良いものになるように努めてまいります。

本プランは、12月26日に県ホームページに掲載するとともに、報道関係にプレスリリースする予定となっております。お気づきの点など、御指摘いただければと思います。よろしくお願いいたします。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<森岡委員>

報告1-4の表の「持ち帰り業務」というのは、様々報道等でも見受けられますが、「持ち帰り業務」の定義というものは、どのくらいまで業務という範囲なのかを参考のために教えてください。

<教職員課長>

持ち帰り業務とは、この言葉のとおり家に持ち帰って行った仕事を言いますが、これについては教員の自己申告により昨年度まで調査してきたところでございます。持ち帰り業務として一番多いのは、次の日の授業プラン等の作成についてです。授業プラン等の作成も当然に学校でやるのが望ましいわけですが、どうしても帰宅しなければならないといった事情もありますので、帰宅後に自分の授業ノートのようなものの作成が含まれていると考えております。また、学級通信も本来であれば、学校で勤務中に作成するのが望ましいわけですが、どうしても学校での勤務時間内に終わらない際は、自宅に持ち帰って自宅で作成するということもございます。

<山川委員>

具体的な目標を定めて、様々な施策を行っていくことは、ここ数年来の仕事のあり方を変えていくということで、基本的な中身としては大変良いと思います。

先ほどの説明にあったとおり各市町村教育長などの約7割からは賛成をいただいております、その他の3割はおそらく基本的にはこれで反対ではないのですが、実際にこのような内容で本当にできるのでしょうかということだと思います。

この取組みの目的の正当性というのは、一般の方々の状況も同じなので一般の方からも合意を得ていると思います。これについては、非常に強力で遂行していかないと、目標はなかなか達成できないと思います。特に、最も残業が発生している部活動のところの問題というのは、保護者の理解や地域の理解というのを得ていないと、時間外勤務の超過が発生してしまうと思います。

それについては、委員会としてもこのような方向で遂行していくという強い意識を持ち、先生のためはもちろん、子供にとってもそれが最も良いことだということで、施策を遂行しながら、強力でやって欲しいと思います。

今まではこのような状況ではなかったのですが、先生方も何となく持ち帰り業務をするのが当然ということがあったと思いますけれども、我々も今後はそのような意識を変えなければいけないと思います

これについては先生方だけではないので、委員会として行っていかないとできないと思いますので、よろしくをお願いします。

<教職員課長> 承知しました。

<武田委員> 働き方改革の先には、様々な方が働きやすいという中で女性活躍ということがあると思いますが、女性が仕事をやめないで働き続けることができるために、休みを取得しやすいように、周りの理解も同時にやっていただく必要があると思います。このようなあたりは何も触れられていないのですが、そのような部分も今後考えていただきたいと思います。

<教職員課長> 承知しました。

<涌井委員> 持ち帰り業務についてですが、時間外勤務について具体的な数値目標が立てられていますが、このような数値目標が出てくると、管理職の方には持ち帰り業務の把握というのが必要になると思います。時間外勤務時間というのは、持ち帰り業務も含めてだと思いましたが、この目標はその業務も含めてだとすると、時間の把握だけではなくどのような業務を持ち帰っているのかという把握も必要だと思います。私の友人の例ですが、テストの丸付け等を持ち帰っているということです。学校の勤務時間は少なくなったが、持ち帰り業務が増えたということではあまり意味がないと思いますので、持ち帰り業務の把握についても考えなければならぬと思います。

<教職員課長> 承知しました。

<菅間教育長> なければ、次に、(2)「令和2年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集について」、高校教育課長から報告してください。

<高校教育課長> それでは、「令和2年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集について」、御報告いたします。

報告2-1の資料を御覧ください。令和元年8月24日に令和2年度の県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜を行いました。入学予定者が定員10名に満たなかったことから、実施要項に基づき、第2次募集の選抜を実施することとなりました。

まず、「1募集定員」ですが、2次募集は7名となります。内訳としては、情報技術コースが約2名、生産システムコースが約3名、生産デザインコースが約2名となります。

「2志願資格」ですが、高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を卒業又は令和2年3月に卒業見込みの者、又は高等学校を卒

業した者と同等以上の学力があると認められている者となります。募集区域は県下一円です。

「6出願期間」ですが、令和2年1月6日月曜日から1月10日金曜日の正午までであります。

入学者選抜は次のページになりますが、8にございますとおり令和2年1月26日の日曜日に、小論文及び面接による選考を実施いたしまして、1月29日の水曜日に合格発表を予定しております。

なお、このことは12月13日付の県公報に登載いたしましたので、御報告を申し上げます。以上でございます。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、次に、(3)「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、スポーツ保健課長から報告してください。

<スポーツ保健課長>

「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。初めに、調査の概要についてですが、この調査につきましては、子供の体力・運動能力の状況を把握・分析するために、小学校5年生、中学校2年生を対象にスポーツ庁が平成20年度から実施している調査でございます。

目的・対象につきましては、「1調査の概要」の「(2)調査対象」となっております。調査対象は小学校241校、中学校99校であり、特別支援学校を含んだ学校数となっております。

次に、「2結果の概要」についてですが、下の表の「本県児童生徒の種目別結果と体力合計点」の表の右側にある体力合計点を御覧ください。(1)の本県体力合計点は、小学校5年生男女が全国平均を上回りました。県の小学校男子が全国平均を上回ったのは、8年ぶりでございます。小学校女子は、昨年に引き続きまして、2年連続で平成20年度の調査開始以降の最高値となりました。

(2)の中学校女子におきましては、全国平均をわずかに下回りましたが、ほとんど変わらない値でございました。グラフの①を御覧いただきたいと思えます。中学校男子につきましては、全国平均とほとんど差がないという状況ではありますが、本県の過去最低の値となってしまいました。現中学校2年生が小学校5年生の時の平成28年度の記録を経年で見ますと、平成28年度の小学校5年生では、全国平均の差が大きかったということがございますが、今年度の記録は、全国平均との差がほとんど見られないことから、継続した取組みの成果が、現れているという状況でございます。

(3)については、グラフ①上の表を御覧ください。持久走及び20mシャトルランにつきましては、小学校5年生及び中学校2年生すべての調査対象で全国平均を上回っておりまして、本調査開始以降、良い状況が継続しております。

続いて、(4)であります。本県の課題であります50m走につきましては、中学校2年生女子が全国平均を上回りましたが、小学校5年生男女及び中学校2年生男子は、全国平均を下回っておりまして、依然として課題があるものとなっております。

下のグラフ②を御覧いただきたいと思います。小学校5年生の男女につきましては、本調査開始以降、全国平均を下回っているという状況でございますが、経年変化を見ていただくと、そのうちの平成28年小学校5年生が中学校2年生段階になると、全国平均並み又はそれを上回る結果となっております。特に、体力向上対策会議が始まった平成26年度以降、そのような傾向が見られることから、課題に対する目的意識を持って取組んできた成果が窺えるところでございます。しかし、小学校5年生の状況から、小学校低中学年に対する、具体的な取組みが必要であると考えているところでございます。

続いて(5)になりますが、資料2-4右側の下の表を御覧ください。運動やスポーツに関する意識調査については、資料2-4にありますとおり、「運動が好き」や「卒業後自主的に運動をしたい」と感じている割合につきましては、小学校5年生、中学校2年生の男女すべてで、全国平均を上回っておりまして、大変良い傾向にございます。

最後に、今後の対応でございますが、本県の体力、運動能力につきましては、これからも体力向上対策会議で課題の共有化を図りまして、体育授業の改善とともに、課題に応じた各学校の1学校1取組みや外部指導者の派遣事業活用等によって、体力向上を目指してまいります。

小学校においては、ドリームキッズ育成担当と連携して、小学校50m走を重点課題と捉えながら、研修会等を充実させ、授業改善とともに体力向上を図ってまいります。また、中学校につきましては、保健体育の授業をベースとしながら、活動や学校行事のようなものとも連携し、これまで以上に学校の教育活動全体との関連を図り、体力向上の取組みを推進してまいります。

今後につきましては、山形大学や県スポーツ協会とも連携し、子供の体力向上推進委員会において調査結果を分析し、これまでの取組みの成果と課題を整理するとともに、改善に向けた提言を行ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、これより議事に入ります。

## ⑤議 事

<菅間教育長>

議第1号「山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課長から説明してください。

<総務課長>

議第1号について、御説明申し上げます。

議 1 - 1 を御覧ください。提案理由としては、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が一部改正されたことに伴い、本規則の規定の整備を図るため提案するものでございます。

次に、議 1 - 3 を御覧ください。本県における行政手続のオンライン化については、県条例を踏まえ、本教育委員会において当該規則により具体的、技術的な方法及び要件を規定しているものでございます。

主な規定の内容としては、破線のとおりでございます。

資料 1 - 3 の上を御覧いただきたいのですが、この度の規則の改正については、この規則で引用している「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の一部改正に伴うものでございます。法律の改正内容としては大きく 2 つあり、法律名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正をされたところでございます。また、この法改正によりまして、行政のデジタル化に関する基本原則と国におきましては行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定める規定が追加されたところでございます。

この法改正に伴う規則の改正については、次の資料 1 - 2 の新旧対照表を御覧ください。引用する法律名と改正法の条ずれに伴いまして、それを踏まえた改正内容となっております。

なお、施行期日については、公布の日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

< 菅 間 教 育 長 >                      ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

< 菅 間 教 育 長 >                      なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

< 各   委   員 >                          異議なし。

< 菅 間 教 育 長 >                      御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。

< 菅 間 教 育 長 >                      次に、議第 2 号「教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課長より説明願います。

< 総 務 課 長 >                          議 2 - 1 を御覧ください。「教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ということでございます。

議 2 - 3 を御覧ください。

改正理由につきましては、県立図書館のリニューアルオープンを機に利用者の利便性向上を図るため、県立図書館の開館日及び開館時間を拡大するものでございます。なお、この内容につきましては、11 月の定例委員会でお諮りした生涯学習センター条例の一部改正と同様のものであり、規則で定めている図書館の運営部分を改正するものでございます。

改正内容は、開館時間及び休館日の改正であり、表に記載しているとおり、開館時間については午前 9 時から午後 7 時までとしていたものを

令和2年5月より午前9時から午後8時までとし、休館日につきましては、毎週月曜日を休館日としていたものを、令和2年2月より第2、第4月曜日を開館しまして、第1、第3、第5月曜日の休館ということに改正する内容でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第3号「山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の指定について」、文化財・生涯学習課 生涯学習振興室長より説明願ひます。

<生涯学習振興室長> それでは、議第3号について御説明申し上げます。

まず資料の議3-1ページを御覧ください。

山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の指定について、この度、県議会12月定例会の議決を経たことから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、株式会社ヤマコーを指定管理者として指定することをお諮りするものでございます。

これからの主な日程は、本会議で議決いただきましたら、株式会社ヤマコーに指定管理者の指定について通知し、その後に担当者間で協定内容を協議し、年度内に包括協定書の締結を行うこととしております。来年の4月には、年度協定書を締結し、指定管理業務の開始となります。

以上、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次の議第4号及び議第5号は人事に関する案件であるため、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第4号及び議第5号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<菅間教育長>

これで、第1078回教育委員会を閉会いたします。